三十六	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
概要	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。
三十七	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
三十八	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	最恵国待遇（第百五条）
	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要	ペルーにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、ペルーの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
三十九	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	最恵国待遇（第百五条）
	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
四十	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要	労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
四十一	
分野	卸売業及び小売業
小分野	家畜
産業分類	ＪＳＩＣ　五二二九　その他の農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はその あっせんをいう。

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書六（第七章関係）

第一編　日本国の表

1　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第百八条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第百四条
(b)　第百五条
(c)　第百六条
(d)　第百七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書七第八条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限のような措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことと の関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくペルーの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第百二条1(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。